1995年8月1日発行

村尾光子の みなみかわち 町議会報告（第82号）

発行者：村尾光子（Tel&Fax：44-5418）
連絡先：南河内町祇園５丁目１１番３号

今回はＨ７年第１回定例会（３月８～２２日）と第１回臨時会（２月１６日）の報告です。

《審議事項》

議案第1~4号	物品売買契約の締結(仮称南小備品購入)	賛成全員	可決
5･6	工事請負変更契約(吉田東農業集落排水事業)	〃	〃
承認第 1号	専決処分事件の承認(町税条例一部改正)	〃	承認
同意第 1号	町監査委員の選任同意(藤沼清氏)	〃	同意
諮問第 1号	人権擁護委員の推薦(永吉博氏)	〃	推薦
議案第 7号	町職員の勤務時間等に関する条例の全部改正	〃	可決
8~10	議員･町3役･教育長の報酬･給与改定	〃	〃
11	農業委員･監査委員･行政事務連絡委員報酬改定	〃	〃
12~14	町職員給与に関する条例･育児休業条例改正等	〃	〃
15	町国民健康保険税条例一部改正	〃	〃
16･17	工事請負変更契約(吉田東農業集落排水事業)	〃	〃
18･19	財産取得について(第2中部室･クラブハウス)	〃	〃
20･21	H6年度会計補正予算(2件)	〃	〃
22~26	H7年度会計当初予算(5件)	〃	〃
27	土地の取得について(仮称南小用地取得)	〃	〃
請願第 1号	南河内町の「住んでよかった町」･「住みたい町」の実現をめざす請願について	継続審議 総務常任委員会付託	
H6年第3号	児童館早期建設と学童保育事業について	賛成全員	採択
発議第 1号	地方分権の推進に関する意見書について	〃	〃

※議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

一般質問：伊沢剛・大島将良・村尾光子の３議員

もくじ

村尾光子の一般質問



問1.町行政計画について
(1)新総合計画について、H8年度からの次期基本計画策定にどのように取り組むのか。

【企画課長】新総合計画はH12年までであり、具体的な施策を示した前期基本計画はH7年で終了する。これまでの実績は計画を概ね達成していると評価しているが、実施時期が若干遅れたものがあるところは反省している。H8年度からの新たな基本計画策定は、H12年までの基本構想を尊重して進めたい。まず、各部門毎に現況と問題点・解決のための課題を整理し、基本方針と主要な施策の事業内容を定め、併せて効果的に推進するため行財政の合理化方策を定める。基本計画策定に際しては、各地域・各職種の住民の意見・要望を広く反映させるため、前回のように住民代表による委員会を第1四半期内に設置して、計画策定への意見、情報交換、問題点の審議していただく。住民意見を把握するために今年1月にはアンケートを実施し、現在集計している。

(2)改正都市計画法(H4年~)第18条の2に基づくマスタープラン策定に向けどのように取り組んでいるか。手法、手順、住民意見の反映方策、議決の有無、住民への公表等について方針はどうか。

【都市計画課長】H7年度に町素案をつくり、決定後に適切な方法で住民へ公表したい。マスタープランは町総合計画に整合しなければならないので、1月の住民アンケート調査は企画課と協議して実施し(㊟総合計画基本構想策定は町企画課の所管)、都市計画課から発送した。ねらいは現況分析だ。現在は集計分析中。議決要件ではないので建設常任委員会・議員全員協議会にて説明し理解を得たうえで決定したいと考えているが、素案ができた段階で、住民への縦覧・説明会などを含め適切な方法を更に検討する。

☞この点に関して都市計画法では次のように定められている。

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)
第18条の二　市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。
2　市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
3　市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

つまり、市町村が定めるマスタープラン(条文で言う基本方針)は、市町村議会で地方自治法第2条第5項に基づき議決された基本構想(注)南河内町でいうなら新総合計画基本構想)と、都市計画法第7条第4項の「市街化区域及び市街化調整区域については、その区分及び各区域の整備、開発又は保全の方針を都市計画に定めるものとする」との規程に基づいて都道府県知事が定める都市計画の2つに即していなければならない。(参考図書「改正都市計画法」)

だから、今回の私の(1)・(2)の質問に関して企画課と都市計画課が共同して住民アンケートを実施したことは、横の連携を取りながら合理的に事務を進めるためには良かったと思う。しかし、あのアンケート結果が町の基本計画とマスタープランに反映されるとは、どれほどの住民が理解しただろう。調査に際してはもっと丁寧な説明が欲しい。そして、より答え易い設問にしてほしい。答えに窮する設問がいくつかあったので、この調査表は地域の実情を知らない業者が作成したに違いないとさえ思ってしまった。

(本会議後、企画・都市計画課で協議しながら作成したと都市計画課長は言っていた。質問中「設問は誰が作ったのか分からない」と発言したら、閉会後に町長は「そんなことまで議会でとやかく言われるようでは、執行部はいらなくなる。執行権の侵害だ」と怒っていた。質問趣旨説明の言葉が足りなかったのかも知れない。が、町長の口調の激しさには一瞬ポカンとした。これで何度目だろう、町長の怒りに触れるのは。意にそぐわなければ誰にでもこのように接するのだろうか。意見具申する人はきっと少なくなってしまうだろうな。)

それにしても、生活環境が異なる地域へ一律にアンケート実施する意義があるのだろうか?きめ細かな住民意向把握ができるのか疑問だ。

市街化区域については、既に小山広域市町村圏計画書に位置付けられており、それ以外の地域についての整備、開発または保全の方針を決めるのが今回のマスタープラン策定のねらいという。そうか、アンケートの主眼はグリーンタウンや仁良川以外の地域だったのか。とすると質問項目もそれなりになる訳だ。グリーンタウン地区の回答率は非常に低かったと聞いた。

神奈川県真鶴町では『まちづくり条例』を制定して、こうした行政計画への住民参加を保障している。

1995.4.9 毎日新聞

神奈川県真鶴町は昨年一月、市民参加型の「まちづくり条例」を施行した。三百平方㍍以上の開発では、住民や業者が公聴会を請求でき、住民代表ら第三者機関の「街づくり審議会」が議事を担当する。議事録は縦覧され、なお異論があれば町議会に議決を求め、町長はその結果を尊重する仕組み。

いま、町では住民主体のまちづくりを模索中だ。町が地区ごとに建築物の種類や世帯数などの基礎情報を「カルテ」として提供、これを基に住民が一年後をメドにプランを練る。三木邦之町長は「行政側はまちづくりの手法として区画整理などを提案はするが、あくまで後方支援」と言い切る。そして、こう付け加えた。

「国庫補助金の意に沿わせるような事業別配分は、地方分権にそぐわない」

☆ ☆ ☆

まちづくりが行政主導になりすぎている。自治体は、国ではなく住民に目を向けるべきだ。情報を広く公開するのはもちろん、市民と一緒に考え、実行していく姿勢が求められる。

(社会部・石川貴章)=おわり

(3)町地域防災計画はH5年9月以後、どのように見直されたのか。
また、阪神大震災を契機に新たに加味される点は何か。防火水槽・消火栓対策は万全か。食糧備蓄についての見解はどうか。

【総務課長】H5年の一般質問以後、庁内課長会議にて再三協議した。県との協議を重ねた後、町消防委員会に諮ろうとしていた矢先の阪神大震災であった。震災対策を加味した見直しが必要とされ、現在作業中。災害時の避難場所は3月中に各世帯に配布する。防火水槽は100基設置されており、それぞれ2トンの貯水がある。これは初期消火のためで万全とは言えない。随時点検と併せて大災害を想定した水利体制を検討する。消火栓は現在252か所、一時に数か所で使用しても十分機能は果せると聞いている。食糧は、石橋地区消防組合新庁舎内に備蓄倉庫が確保されるので、そこで備蓄する。
防災計画策定後は住民には広報にて周知する。

☞H5年に一般質問で取り上げて以来、町が答弁通りに忠実に本腰を入れて見直し作業を進めて来たことを評価する。また、これまで震災対策の必要性を強調しても真剣に受け止めて貰えなかったが、この度の大震災は自治体の防災体制に大きな警鐘を鳴らした。
今後は新たに策定された地域防災計画をどのように住民へ周知するかが課題だ。そして、住民は何をなすべきか、自ら考え備えなければならないと思う。地域住民の連帯と助けあいがいかに大切か、これほどまでにクローズアップされたことはなかった。

問2.女性行政について
女性問題解決のため、これからの女性行政をどのように進めていくのか。女性行政計画策定、懇話会設置、委員会・審議会への積極的な女性の登用等について見解を伺う。懇話会委員は公募枠を設けてはどうか。

【企画課長】H6年12月9日の庁議にて、今後の女性行政を進めるための基本方針を決めた。その内容は女性行政庁内連絡会議を中心にH8年度に「女性と男性とが共につくる南河内町の実現に向けての行動計画」を策定し、その過程で意見を聴取するために女性問題懇話会を設置する。懇話会はH7年の5月頃、15人程の委員構成で発足させたい。委員選任は未定だが、公募等は検討する。委員会・審議会への女性の登用については、行動計画策定の中で検討する。

☞女性問題(かつては婦人問題と呼んでいたが)を取り上げて十余年。その間、女性の教育委員選任、社会教育課婦人少年設置、女性行政庁内連絡会設置と県内町村では先駆的な取り組みがなされたものの、行政全体では今一つ、基本的方針と具体的施策が見えてこなかった。7年度の予算概要書にも明記されたが、今回初めて行動計画策定、懇話会設置を具体的に明らかにした。女

性行政の総合的な窓口は企画課であることも役場内に浸透した。長い時間がかかったが、ようやくスタートラインに着いたことに感無量。わが町ならではの行動計画がつくれるよう、充分な論議を尽くしてもらいたい。女性自らの認識を深めることが不可欠であるのは言うに及ばずだが。

問3.JR自治医大駅に関して次の詳細を説明されたい。
(1)駐輪場設置事業の実施時期等
(2)エスカレーター設置計画

【都・計課長】駐輪場はH6年度中に整備計画書作成、7年度に都市計画決定、8年度に事業認可を受け用地取得予定(国庫補助事業、国分寺町が事業主体)。9~10年の継続事業として駅との連絡橋と併せて駐輪場本体の整備をする。
エスカレーター設置は国・県の重要施策『人にやさしいまちづくり事業』の一環として実施され、H7・8年の2年継続事業で駅東口に設置する。費用負担は国庫補助1/3,県費補助1/3,国分寺・南河内町負担1/3で、事業費は1億2000万円

☞エスカレーター設置事業に関して、南河内町の負担額は2000万円(当初予算に計上)。この事業は東口と併せてホームへの設置も必要となるが、この部分は時期を同じくして別にJRが独自に施行しその費用は約1億5000万円と聞いた(閉会後 都市計画課長談)。
長年に亘りエレベーター設置の要望を続けたきた。一般の高齢者も利用しやすいようにとエスカレーターに形が変わって、やっと実現する運びとなった。喜ばしい限りだ。

問4.ふれあいプラザについて
開館に際しては、町内巡回バスの運行を望む。

【住・福課長】建設事業計画当初より、施設利用者の利便を図るため検討すべきと認識している。実施の方向で検討する。

★児童館・学童保育に関する請願を採択

昨年12月に提出し、12月定例会では教育民生常任委員会付託後継続審議となっていた請願(請願者:グリーンタウン学童保育育成会・グリーンタウン自治会長、報告NO81p8参照)は、常任委員長報告の後、全員賛成で採択しました。

常任委員長報告には、学校の長期休業中も実施すること、町内小学校区毎に実施すること等の意見も付帯されました。

★議員報酬・特別職給与アップ(H7.4月から)

	改正前	改正後	上げ率
町　長	71 万円	75万円	5.6%
助　役	57.5	61 〃	6.0
収入役	54.5	58 〃	6.4
教育長	52	55 〃	5.7
議　長	30	31万8千円	6.0
副議長	24.5	26万円	6.1
議　員	22	23万3千円	5.9

【理由】特別職:前回(H5年1月)の改正以後、職員給与は平均8.4%アップ(定期昇給分5.1%、ベースアップ分3.2%)した。一般職員や近隣町との権衡を図るため。

議　員:議員活動の多様化並びに近隣町との権衡を図るため。

☞昨年11月の特別職等報酬審議会の答申を受けて今回の提案となった。

(昨年12月には期末手当の率を0.1か月分引き下げた。報告No81,p7参照)

“給与”には役務の対価と同時に生活給も含まれているが、非常勤特別職の場合は“報酬”と言い、生活給は含まれていない。しかし、同じ議員報酬でも自治体の人口規模によりその額は大きな差があるようだ。

《県内の状況》　(資料:H6年度版栃木県市町村要覧、報酬等月額はH6.4.1現在)

	人口(H6.3.31現在)	首長	議員	首長給料に対する比率
宇都宮市	429,132人	1130千円	640千円	56.5%
日光市	19,834	790	260	32.9
市平均		933	390	41.8
壬生町	39,497	758	270	35.6
上河内町	9,303	600	190	31.6
町村平均		704	221	31.4

宇都宮市ほどの大きな自治体になると、わが町の助役給与以上の議員報酬額で、議員専業でも生活は可能だろうが、県内の多くの市町村議員は他に職業を持たねば生活できない。おのずと議員になれる人が自営業や労組を基盤とする人、他に生活の保障があり無職の人などに限定されてくる。

「地方議員の定数、報酬のあり方」(東洋大学 坂田期雄教授著、議員研修誌地方議会人H7年2月号―編集・全国町村議会議長会―)と題した報告を読んだ。興味ある部分を要約してみると、

※定数と報酬について、地方議員は専門職か名誉職か今後の位置付けは・・・

(ア)専門職としてとらえる方向の場合

議会の機能を高めるには、資質の高いやる気のある議員がもっと議会に出る必要があるが、そのためには、ある程度の生活が保障されることが必要。

経済的に独立性、自立性がないと良い仕事ができない。
・定数はできるだけ減らし、その分だけ報酬を引き上げて議員の生活を保障する。それによって議員は専門職として議会活動に専念できる。
・生活給的に保障された方が、多様な幅の人達が議員になれる。
(イ)名誉職(ボランティア的)としてとらえる方向の場合
各自が仕事、職業を持ちながら議会活動も行う場合は、むしろ報酬は低く定数はある程度多くて良い。しかし、真にいい人が議会に出るためには
・勤め人等の場合には、職場を退職しないでそのまま地方議員になれ、落選の場合も再びもとの勤務先に戻れるようにする。
・議会は夜、土曜日の午後、日曜日に開き、議員は勤めや仕事を持ちながら併行して議会活動ができるようにする。

議員になった当初は、住民として当然の仕事のひとつと考えボランティア的なものと認識していた。だが、執行部と対等に議論するためには勉強が必要だし、専門性も持たねばとの考えに至っている。また、住民代表としていろいろな立場の人が議会に参加した方が公平性確保につながる。現在の町議員は、私以外は自営業者だ。議員報酬は『存分に調査活動ができかつ生活をも保障する額』であってほしい。特別職報酬等審議委員会ではどんな議論があったのだろう。住民の間では、専門職か名誉職か議員像の認識が実に曖昧だと思う。

今回は、この不況下にあって議員報酬を引き上げるべきなのか、単に実施を3カ月引き伸ばしただけで良かったのか、この点をもっと論議してから判断すべきだったと反省している(村尾は賛成した)。

★農業委員・監査委員・自治会長(行政事務連絡委員)の報酬も引き上げ

	従来(年額)	改正後(H7年4月から)
農業委員会会長	30万円	32万円
〃 職務代理	25.5	27 〃
〃 委員	24.5	26 〃
監査委員(識見を有する者)	23.5	25 〃
〃 (議会選出)	16.5	18 〃
行政事務連絡委員	6万円+ 1000円X戸数	6.5万円+ 1000円X戸数
納税協力委員	2万円+200円X戸数	H6年4月より廃止

※自治会班長には年額(1000円X戸数)の事務費を交付金として支出している。

《町行政事務連絡委員設置規則》
第1条　町長と町民との間の連絡等に関する事務の一部を委嘱するため、
　　　　‥‥町長が必要と認める区域に事務連絡委員を置く。
第2条　事務連絡委員は、住民自治組織の長(自治会長)の職のある者に対し、
　　　　町長が委嘱する。ただし、‥‥‥略

第5条　事務連絡委員は、町長の委嘱を受けて、町長が別に定めるところにより、おおむね次に掲げる事務を担当する。

1　担当区域に係る町の各種連絡事務に関すること。

2　担当区域に係る各種調査及び報告に関すること。

3　その他町長が特に必要と認めた事務に関すること。

第7条　事務連絡員に対し、その職務を行うために要する事務費を支給する。

☞地域社会で生活していくためには、近隣の人達と連帯して生活上の課題に対処しなければならないところから住民の自治組織として自治会ができた、と私は考えている。自治会の組織はそれぞれ異なっているだろうが、会長・班長以外にも運営上必要ないくつかの役職を置いているのが常だ。副会長、会計、書記、会計監査等。町からの委嘱された事務も会長・班長だけで為されるわけではあるまい。なのに、なぜ行政上報酬や手当が支給されるものとされないものがあるのか、不公平感を抱く。(自治会関連の手当等については報告No74参照)

自治会運営は自治会毎に様々だ。役員手当もしかり。

自治会長には、町からの報酬とは別に自治会独自に手当を支払っているところもあると聞いた。私たちの自治会では、町からの報酬・手当は全額自治会会計に繰り入れ、会則により、役職に応じて全役員へ再配分している。本来、町からの報酬などは委嘱を受けた個人へ支給されるものだから、この方策は当人と自治会会員の合意がなければ実現しない。しかし、住民に明確にされること、役員間の公平が保たれることから、むしろより民主的と言えるのではないか。

いっそのこと、個人への手当等は止めて一括して自治会への事務委託費として支払ったらどうだろう。委託事務が無くなるに越したことはないのだが。

★第2中学校の建物一部を取得(財産取得)

第2中学校の校舎はH5年度に公団の立替え施行(国庫補助分を公団が一時立て替える)により建設されました。2月に国庫補助交付決定があったので、部室とクラブハウスを取得します。

(内国庫補助)

校舎クラブハウス	鉄筋コンクリート造	174m²	44,767,409円(997万円)
部室(体育館・校庭)	〃	262m²	59,443,469円(1669.7 〃)

★緑小学校の備品購入、土地も取得(財産取得)

緑小学校用地	緑3丁目16-1~2　22,699.07m²	10億2145万8150円
教育用パソコン設置	教師用含め21台、機種はNEC	1411万1千円(国補助1/3)
教科用教材備品	422種、2773品目	2976万9千円
一般備品	机・椅子・ロッカー等84種	1194万8千円
音楽備品	ピアノ・太鼓等30種、305品目	945万5400円

緑小学校用地の単価は45000円/m²(第2中学校と同額)。公団は学校用地費の

ほぼ1/2を負担することになっているので、実勢価格のほぼ1/2。債務負担行為により25年間で公団に償還する。また、南河内町は人口急増地域の指定を受けたので、H7年度には学校用地取得費の2/7(およそ3億円)の国庫補助が期待できるとのこと。

一般質問（抜粋：通告順）

①伊沢剛議員

1.地域防災計画について

(1)緊急時の通信網と住民への情報伝達の仕組み、今後の取り組み方はどうか。

【総務課長】県防災行政無線で情報収集し、関係機関へは電話回線・サイレンで通報している。消防団分団長へはトランシーバーを配備した。住民へはサイレン・広報車による。町独自の防災無線必要だが、財政上難しい。研究する。

(2)消防団の拡充と団員確保策は。グリーンタウン地区は未設置だ。

【総務課長】現在消防団は3分団、10部で200名の体制だが、団員確保には苦慮している。あらゆる機会を通じて啓蒙宣伝と自主防災意識の高揚に努める。婦人防火クラブ等の組織拡充を図る。

2.ごみの減量化について

(1)生ごみの年間排出量とその処分にかかる費用は。

【保・衛課長】燃やせるごみの排出量はH5年度 1413t/年、H6年度(2月まで) 1485t/年であった。このうち生ごみ量は重量で70%とすると、およそ1000t/年程度。この中間処理(焼却)と最終処理(コンポスト化)の費用はH5年度実績で41200円/tだった。年間4000万円程と推計している。

(2)EM菌による堆肥化、容器購入への助成をしてはどうか。

【保・衛課長】現在コンポスト容器購入への助成をしているが、それ以外についても前向きに検討する。

☞H元年から南河内町ごみ減量化・分別収集検討委員会が設置されている。現在の委員構成は議会代表2名、農協・商工会代表各1名、自治会長9名、保健委員10名、北部清掃センター連絡会下原代表1名、そして公募委員9名からなり、任期は2年。ごみに関することについて調査研究や提案などをしてきた。私は発足当時は教育民生常任委員長として、2期目以降は公募委員として参加し、目下3期目の半ばである。この検討委員会がどんな活動をしてきたか、住民にはあまり知らされていないのが、些か残念だ。

南河内町は県内で先駆けて細分別収集と資源化を実施している。2期目には、更なるごみの減量化を図るには生ごみの堆肥化であろうとの観点から、堆肥化機器を導入している先進地視察や検討委員自らがEM菌による堆肥化実験もした。任期満了の時点で、検討委員会はこの結果を提言としてまとめた(H6年1月12日)。

家庭生ごみは①住民が使い易い方法を選択できるよう補助制度の枠を拡大する。
②EM菌発酵等による堆肥化推進
公共施設(小中学校・保育所等)生ごみは業務用堆肥化施設設置
そして農地還元するための収集体制やネットワークづくりも検討課題とした。

検討委員会での実験段階では、EM菌による“ボカシ和え”をつくっても、肥料効果はありそうだが、その形状から土地を持たない人は処理に困ることが明らかになった。各自にこれを保存することは不可能に近い。だからこそ、収集体制や農家とのネットワークづくりが検討課題となったのだ。3期目の現在は、より使い勝手が良いと思われる別の機種をモデル実験中だ。

今回、生ごみの堆肥化について質問されたのは良かった。多くの住民に関心をもってほしいから。しかし、答弁は素っ気ないものだった。物足りなさが残る。検討委員会での実験研究結果を踏まえての町の方針を説明してくれないと、我々委員は一体何をしてきたのか、と空しさを感じてしまう。

3. 教育施設の整備について
学校間の格差是正のため、吉田西・吉田東・薬師寺の各小学校の体育館建設はどうか。

【町長】第2中学校の2期工事を残し、今年度で学校整備は終了する。新設校との格差はある。H7年度は薬師寺小の大規模改修と吉田西小の体育館用地取得する。続いて吉田東、薬師寺と計画的に整備したい。

②大島将良議員

1. まちづくりについて
「住んで良かった町、住んでみたい町」とは具体的にどうか。
H7年度予算にどのように盛り込まれているか。

【町長】住民が地域に対して誇りを持てるような環境づくり、他町村並はもとより更にレベルアップすべくH7年度には継続事業のほか、仮称ふれあい館(~H8年度)、祇園・緑地区コミュニティーセンター、東保育所、農産物加工センターの建設費を計上した。学校開放と合わせ公民館利用の充実を図り、町民の要望に積極的に対処したい。しかし、　福祉作業所・児童館・総合運動場がまだ未整備だ。今後はハード面ばかりではなく、ソフト面に軸足を移行させていきたい。

2. 消防行政について

──→前述

3. 記念事業について
(1)合併40周年記念事業の計画は

【総務課長】H7.4.29に合併40周年を迎える。記念式典と記念講演会を計画している。

(2)町人口2万人突破の記念事業は

【総務課長】①2万人目とその前後に住民登録をした方に、窓口にて記念品を贈呈、②2万人目の登録がいつであるか、町民より募集し的中した方に記念品を贈呈する。

★今年度の予算——主な事業費——　（単位万円）

議会費	議員報酬・期末手当（18人）7076、議長交際費 68、海外地方自治行政調査派遣（1人）55、議員研修費（18人）120、会議録調整委託 91.1
総務費	行政事務連絡員報酬（自治会長 57人）930.5、自治会振興費 365.5、班長事務費 560、自治会連合会補助金 20、町民海外派遣 400、町長交際費 170、誇れるまちづくり事業（合併40周年記念講演会・東部運動広場・五千石球場整備）1780、行政カレンダー・広報発行 860.4、公用車購入（町長用）500、各基金積立 4485、ふれあいプラザ建設事業 61708.5（H8年度は9億円予定）、ふれあいプラザ用地取得 20000（+町村土地開発公社借り入れ39900）、祇園・緑地区コミセン建設 12098.2、町民まつり 726.7、海外地方自治研修（職員1人）50、前納報償金（個人へ）1492.9、納税奨励金（納税組合へ）139、
民生費	敬老年金（80才以上1万円）・敬老会 1158.2、老人施設入所措置費（特養ホーム等）8174.9、ディサービス事業（天寿荘）2420、ショートスティ事業 169.7、ねたきり老人入浴サービス 604.8、ねたきり老人介護手当 144、シルバー人材センター補助 831.1、社会福祉協議会補助 2547.2（家庭奉仕員2人給与含）、特定疾患患者福祉手当 105、更生援護施設入所措置費 2627.4、重度心身障害者医療費 585.4、国民健康保険事業会計へ 1909.7、児童手当 2403、東・西保育所 5162.9、東保育所改築 15000、乳児・妊産婦・母子家庭医療費 566.1、
衛生費	老人保健特別会計へ 6598.9、三種混合・風しん・麻しん個別接種委託 842.8、健康診査・各種ガン検診等委託 1934.9、長寿社会づくりソフト事業 200、保健委員手当 396、小山広域保健衛生組合負担金（ごみ・屎尿処理）22705.7、資源化ごみ回収報償金 50.4、資源ごみ処理委託 36、生ごみ減量化対策推進事業 45、廃棄物収集運搬業務委託 2400.3、合併処理浄化槽設置補助 630、
農業費	1.水田営農活性化対策事業（集落転作促進事業 285、転作奨励金交付 840、空散転作地防除補助事業 399、町水田営活性化特別事業 250、県水田営農活性化事業 180.8、水田営農活性化対策指導推進費補助金 75.9、同報償費 132、農産加工グループ育成事業 15） 2.首都圏農業推進事業（地域特産品形成促進事業 500、首都圏農業確立推進事業 300、首都圏農業確立対策事業 720） 3.生産体制の整備推進事業（農業後継者等育成確保対策事業 145.4、担い手規模拡大円滑化助成事業 33、規模拡大認定農業者育成 5、病害虫防除事業 500.3、改善センター建設事業（磯部地区）15000、農業後継者支援事業 51.8、農地銀行活動事業 290、）

	4.農畜産の振興対策(経営改善対策費 605.9、家畜自衛公害防止対策事業 250) 5.県営水田農業確立排水対策特別事業負担金 4505、県単独土地改良事業補助 1600、農業集落排水事業特別会計へ 7145.5、水道会計(営農飲雑用水事業)へ 25301.6、
商工費	町商工会補助金 700、商工会事務局環境整備事業補助 225、
土木費	町道サイクイリングロード清掃・除草委託 993.5、道路改良(11路線) 21424、舗装新設(5路線) 2540、舗装修繕 2020、JR自治医大駅エスカレータ設置負担金 2000、駅東駐輪場整備計画書策定負担金 158.4、生け垣づくり補助金 600、仁良川区画整理事業(事務所設置、計画書作成・測量委託) 7317、自治医大下水道組合負担金 6318.9、GT内公園・ナイター設備保守点検委託 3245
消防費	石橋地区消防組合負担金 26088.7(内建設費分 3864)、消防団員報酬(200人) 1241、地域防災計画印刷(300冊) 39、
教育費	英語指導助手報酬 360、各種大会参加バス借り上げ 695.3、中学校各種大会参加費補助 600、関公費償還金 5106.3(祇園小 2422.8、祇園小用地 184、幼稚園用地 709.6、第2中 1522.5、緑小 267.4)、学校図書館蔵書整備 271.1、山村ふれあい留学(20人、秋田県五城目町へ) 72.6、南河内中プール整備(H6~継続) 7540、薬師寺小校舎大規模改修 1906.6、吉田東小校庭整備 299.1、吉田西小体育館用地取得 976、祇園小中庭改修 912、特殊学級設備整備(緑小・南河内中) 917.5、町立図書館図書購入 832.6、町民体育祭 463.6、郡民体育祭 142.6、国民文化祭 750、下野薬師寺跡保存整備(公有化・物件補償等) 2952.3、発掘調査 3724.2、下野薬師寺伽藍復元模型製作(H6~継続) 900、町史発刊(通史編) 594.6、女性問題懇話会 17.3、婦人教育費 166.2
公債費	地方債元金償還金 15046.6、地方債利子 24255.7

あとがき

昨年7月からの下野新聞紙面批評は、この6月で1年間の任期が終わりました。毎月丸2日を費やしていたので、これからは議員業に本腰を入れられると思います。その矢先、図らずも県町村議長会主催の海外地方自治行政調査団の一員として、町議会を代表して参加する機会に恵まれました(7月11日~21日)。

続けて6月定例会の報告をお届けする予定ですが、できるだけ多くの研修報告も書きたいと思っています。乞うご期待!